

第2章 障害者に係る警備業及び銃刀関係の欠格事由に関する海外実地調査結果

本章においては、海外主要国における障害者に係る警備業及び銃刀関係の欠格事由に関し、平成13年の8月から9月にかけて、実際に委員を派遣し、聞き取り調査を行った結果について概説する（なお、本章で記載する調査結果に加え、文献調査や当局への質問状の送付による調査結果に基づく海外主要国における警備業及び銃刀関係の欠格事由に関する一覧表については、資料4及び資料5を参照されたい。）。

本章で記載する実地調査の対象となった国については、アメリカ合衆国（ニューヨーク州、ワシントン州）、カナダ（連邦、ブリティッシュ・コロンビア州）、イギリス、フランス、ドイツであるが、警備業に関しては、イギリスでは警備業に関する法律がまだ施行されていないことその他先方当局とのアポイントメントの都合等により、アメリカ合衆国及びカナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）のみを対象とした。

第1節 警備業関係

第1 アメリカ合衆国

アメリカにおける警備業は州ごとに州法により規制されているが、アイダホ州等州法による規制が一切ない州も存在している。

実地調査を行ったのは、ニューヨーク州及びワシントン州の2州であり、その結果は以下のとおりである。

1 ニューヨーク州

(1) 調査日時・場所

平成13年8月7日

於 ニューヨーク州務省

(2) 先方対応者

ニューヨーク州務省免許課担当官等

(3) 聴取内容

ア 警備業者の要件等

(ア) 免許制

警備業者は州当局による免許が必要であり、州法により、個人の場合の要件と法人の場合の要件が定められている（New York State Consolidated Laws, Article 7, 第70条）。

(イ) 精神障害に関する欠格事由

個人については、精神障害であることが欠格事由として明記されているわけではないが、警備業者の免許を付与するに当たっては、申請者の人格、能力等についても考慮される（第72条第1項）。精神障害であることにより、警備業者として求められる人格、能力等の基準に達しないとして免許を得られないことはあるが、一定の精神障害を有する場合には一律に免許を得られないということはなく、

人格、能力等について総合的に判断される。また、どのような場合（病名、症状等）に免許が得られ、どのような場合に得られないというようなガイドラインはなく、個々の事例ごとに判断されることとなる。

法人については、法人としての要件とともに、個人免許についての人格的基準に満たない者が 10 %以上の資本金を所有する場合、免許を得ることができないこととされている（同条第 4 項）。

（ウ）州当局による審査

一般には、申請者には医師の診断書の提出は義務づけられていない。また、州当局が直接面接を行うわけではないところ、申請書が整っている場合には、通常、州当局によるそれ以上の調査は行われず。

現在までのところ、精神障害であることを理由に警備業の免許の拒否、取消し等がなされた例はない。

イ 警備員の要件等

（ア）登録制

警備会社は、州当局に登録した者を除き、警備員として雇用してはならず、また、いかなる者も、州当局に登録されることなく、警備員として雇用され、又は警備員として活動してはならないこととされている（Article 7-A 第 89 条 g）。

警備会社は、雇用しようとする警備員が有効な登録票を有していない場合には、州務省に当該者に係る登録票の申請書を提出することとなる。

（イ）精神障害に関する欠格事由

州法により、欠格事由として、精神の障害又は疾患により裁判所から無能力と宣告されていること等が定められている（第 89 条 h）。また、「補助の有無を問わず、警備員としての本質的な職務を遂行することができないと州務省が判断した肉体若しくは精神の障害若しくはアルコール若しくは薬物の中毒、常用若しくは依存症による障害を有する者又は公共の健康若しくは安全に直接的な脅威を及ぼすおそれがあると州務省が判断した者」も欠格要件に該当するとされている（同条）。

これにより、精神障害であることにより、警備員として登録されないことはあり得るが、一定の精神障害を有する場合には一律に免許を得られないということではなく、他の要素も合わせて総合的に判断される。また、無能力と宣告されている場合以外には、どのような場合（病名、症状等）に免許が得られ、どのような場合に得られないというようなガイドラインはない。

ただし、銃器を使用する武装警備員については、銃器の所持等に関する免許が必要となる。そのため、銃器の所持等が認められない者については、武装警備員としての登録は行い得ないこととなる。また、空港等重要施設の警備員に関する欠格事由については、当該施設を管轄する連邦行政庁によって定められている場合がある。

（ウ）州当局による審査

警備員の登録申請書には、裁判所から精神的な疾患又は障害があるという理由により無能力と宣告されているか否かを回答する欄がある。当該申請書の作成に

当たっては、内容に誤りがないことについて公証人の前で宣誓することとされており、虚偽の記載をした場合には、州法により登録が取り消され得る（第 89 条 1）とともに、罰則が科されることとなっている（第 89 条 p）。

また、登録票を有していない警備員の登録は、当該警備員を雇用しようとする警備会社が申請書を州務省に提出することによって行う（第 89 条 g 第 1 項）。警備会社には警備員の資格についての調査義務が課されており（同条第 2 項。ニューヨーク州法細則（Rules and Regulations）Title 19 第 174 条 6）、これは州法上の罰則によって担保されている（第 89 条 p）。

ただし、一般には、申請者には医師の診断書の提出は義務づけられていない。また、州当局が直接面接を行うわけではないところ、警備会社からの申請書が整っている場合には、通常、州当局によるそれ以上の調査は行われぬ。

警備会社が精神障害を理由に警備員として雇用しなかった事案に関するデータはないが、州当局が精神障害を理由に登録の拒否等を行った事例は極めて少ない。

ウ 警備員に対する教育

警備員については、州法により、8 時間の任用前研修、任用後 90 日以内の 16 時間の O J T 研修及び任用された年以降毎年 8 時間の O J T 研修の義務が課されている。また、銃器を使用する武装警備員については上記に加え、47 時間の任用前の銃器研修及び任用された年以降毎年 8 時間の銃器研修が必要となる（第 89 条 n）。

エ 問題事例

警備業者又は警備員による問題事例は発生しているが、それが精神障害者によるものか否かは把握していない。

2 ワシントン州

(1) 調査日時・場所

平成13年8月10日

於 ワシントン州免許局

(2) 先方対応者

ワシントン州免許局事業職業課担当官

ワシントン州保健・社会福祉局精神保健課担当官

ワシントン州司法省担当官

(3) 聴取内容

ア 警備業者等の要件

警備員の免許を受ける要件については州法(RCW18.170.030)で定められており、州の免許局が定めた教育訓練を受けたこと、一定の犯歴を有していないこと等が挙げられ、これを満たした者に州の免許局から免許が付与される。また、警備業者の免許を受ける要件については、警備員としての要件を満たすことに加え、警備業の知識及び能力に関して州の免許局長の行う試験に合格したこと等が定められている(RCW18.170.060)。また、警備員にとって必要となる上記教育訓練を行う指導員については、警備員としての免許が必要とされている。

イ 精神状態を理由とする免許の拒否等に関する規定

精神状態を理由とする免許の拒否等については、以下のように定められており、これは、警備業者、警備員、警備員に対して教育訓練を行う指導員に共通である。

(ア) 精神状態を理由に適切な技能をもって公共に安全な形で業務を遂行できないと免許局長が考え、かつ、聴聞の結果、上記が不可能とされた者に対しては、免許局長は公共の安全を守るために必要な制裁を科すことができるとされている(RCW18.170.220(1))。

(イ) 精神状態を理由に適切な技能をもって公共に安全な形で業務を遂行できない旨の報告があった場合、免許局は、局長が指定する専門家による精神の診断を受けるよう命ずることができ、当該診断結果を提出しないときには、すぐに免許の拒否等の対象となる。裁判所による精神を理由とする無能力又は精神病との判断は、適切な技能をもって公共に安全な形で業務を遂行できないとの推定根拠となる。本条による処分の対象となった個人には、合理的な期間を経た後、適切な技能をもって公共に安全な形で業務を遂行できることを証明する機会が与えられる(RCW18.170.220(2))。

上記について、一定の精神障害を有している場合には常に免許の拒否等の対象になるというようなことはない。あくまで、(ア)については、個々の事案ごとに、聴聞を主宰する行政法審判官が、職務の内容や関係者による証言、過去の病歴やかつて引き起こした事件、専門医による現在の精神状態の診断等の証拠に基づいて判断し、(イ)については、免許局が指定する医師が、やはり、個々の事案ごとに判断することとなる。また、(ア)、(イ)のいずれについても、結論に不満がある場合には、行政側も申請者等の側も訴えを起こすことができる。

なお、州法上、申請者は、免許の申請に当たって、あらかじめ精神状態に問題が

ないことを明らかにする必要はなく、また、警備員が精神障害を有した又は有していることが判明した場合でも、犯罪を犯した場合と異なり、警備会社には州当局へ通報する義務はない。

ウ 精神状態を理由とする免許の拒否等に関する事例

過去、精神状態を理由とする警備員の免許の取消しのための聴聞が行われた事例は1件ある。

なお、犯歴については欠格事由として定められているため、州の免許局としては必要な照会を行うが、過去5年間では、シアトル市において、当該照会により、新たに雇用されようとした警備員について精神障害により無罪とされた経験があることが判明した事案が一件あった。この事案においては警備会社が当該警備員を雇用しないこととしたため、結局、聴聞は行われなかった。

エ 問題事例

精神障害等を原因とする警備業者、警備員又は警備員に対して教育訓練を行う指導員による問題事例は把握していない。

第2 カナダ

カナダにおける警備業は州ごとに州法により規制されている。

実地調査を行ったのは、ブリティッシュ・コロンビア州であり、その結果は以下のとおりである。

1 ブリティッシュ・コロンビア州

(1) 調査日時・場所

平成13年8月9日

於 ブリティッシュ・コロンビア州公共安全・法務省

(2) 先方対応者

ブリティッシュ・コロンビア州公共安全・法務省セキュリティ・プログラム課担当
官

ブリティッシュ・コロンビア州司法省セキュリティ・プログラム課担当官

(3) 聴取内容

ア 警備業者又は警備員の免許に関する精神障害等に係る欠格事由

(ア) 欠格事由に該当する精神状態

州法である私立探偵及び警備業法 (Private Investigators and Security Agencies Act (RSBC1996)) により、警備業者又は警備員になるためには免許が必要とされる (第374章第3条及び第10条) が、登録官 (registrar) は、申請者等の精神状態、人格等が免許を与えるのにふさわしくないと判断した場合又は免許を与えることが公共の利益に反すると判断した場合には、免許の拒否等を行い得る旨定められている (第16条第1項(a)、(b))。

上記に関し、一定の精神障害を有している場合には一律に免許の拒否等がなされるということはなく、他の要素も合わせて総合的に判断される。

また、いかなる場合に免許の拒否等がなされるかというガイドラインのようなものもなく、あくまで、警備業者又は警備員として適切な職務を行い得る精神状態にあるか否かという観点から、個々の事例ごとに判断されることとなる。

(イ) 申請者等に必要とされる書類

申請者は、通常であれば特に精神状態に問題がないことの疎明資料は求められない。しかしながら、登録官が必要と判断した場合には、申請者等は精神状態に問題がないことを明らかにしなければ免許の付与等がなされない。そのため、申請者等は、登録官が必要と認めた場合には、登録官が必要と認める求める情報を明らかにしなければならないが、これには、通常医師の診断書が含まれると考えられる。

ただし、警備業者の免許の申請は郵送であり、また、警備員の免許の申請も警備会社が郵送するものであるところ、免許の申請に際して、登録官が通常以上の書類を求めることは極めてまれである。また、取消しの必要性を判断する上でかかる手続が採られた記録も残されていない。

(ウ) 精神状態を理由に警備業者又は警備員の免許の付与の拒否、取消し等がなされた記録は残っていない。かかる事例は、あったとしても極めてまれであると考え

られる。

イ 警備員の教育訓練を行う者

登録官は、教育訓練の内容により免許を与えるのにふさわしくないと判断した場合には、警備員の免許の拒否等を行い得る旨定められている（第16条第1項(a)）。

しかし、警備員に対して教育、訓練を行う者については、法令においては欠格要件は定められていない。精神障害によって業務を行い得ない場合には当然警備員の訓練を行うことはできないが、どの程度であれば業務を行ってはならないか等についてのガイドラインのようなものはない。

ウ 精神障害者等による問題事例

精神障害を有する警備業者、警備員又は警備員の教育訓練を行う者によって、警備業務に関して起こされた問題事例等はない。